

一般財団法人 世界防災フォーラム 定款

平成30年11月21日	作成
平成30年11月27日	公証人認証
平成30年12月19日	法人設立
令和 4年 6月22日	改訂
令和 8年 6月29日	改訂

一般財団法人世界防災フォーラム定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人世界防災フォーラムと称し、英文では、World Bosai Forum Foundation と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 468 番地の 1 に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、防災の考え方を、世界各国の政策や社会・文化に浸透させること（防災の主流化）を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 世界防災フォーラムの開催
- (2) 世界の災害リスクの把握・分析及び報告書の作成
- (3) 世界の防災教育・啓発活動の支援
- (4) その他前各号に関連する事業

(機関の設置)

第4条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 仙台市青葉区川内元支倉 35 番地 東北大学川内宿舍 1－105

設立者 小野 裕一

拋出財産及びその価額 現金 300 万円

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において議決に加わることできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(活動計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 第1項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類中第1項第1号、第3号、第4号及び第6号までの書類のほか、次の各書類を、主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、評議員及び債権者の閲覧等に供するものとするとともに、この定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、同様の閲覧等に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第11条 当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名をもって構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。

(1) 当法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人(過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。)

(2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と当法人の役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

らない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬の額

(3) 計算書類等の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の帰属先の決定

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

(評議員会規則)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、代表理事とする。

4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事の中から、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、専務理事は1名、常務理事は2名以内とする。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 専務理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第29条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第30条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。

（取引の制限）

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（1）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにする当法人との取引

（3）当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、理事、監事又は評議員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第198条において準用する同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事会の決議によって、外部役員等（一般法人法第198条において準用する同第115条第1項の外部役員等をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第32条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第35条 通常理事会は、毎年定期に、年2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、

当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事の氏名、議長の氏名その他一般法人法施行規則第62条において準用する同第15条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間本店に備え置く。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第44条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第47条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第49条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事及び監事の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第7章 情報公開等

(情報公開等)

第50条 当法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第8章 附 則

(設立時評議員)

第51条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 吉野 賢、蛭間 芳樹、高松 宏行

(設立時役員等)

第52条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 小野裕一、今村文彦、福島 洋、大野 晋、小野奈津子、高阪加奈代

設立時代表理事 小野裕一

設立時監事 手島貴弘

(最初の事業計画等)

第53条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立後すみやかに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(最初の事業年度)

第54条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人世界防災フォーラムの設立のため、設立者 小野裕一は、本定款を作成し、これに記名、押印する。

平成30年11月21日

設立者 小野 裕一

以 上